

環境省施策体系（目標体系）

施策 3 . 大気・水・土壌環境等の保全

大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。

目標 3-1 . 大気環境の保全

固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。

目標 3-2 . 大気生活環境の保全

騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。

目標 3-3 . 水環境の保全

水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。

目標 3-4 . 土壌環境の保全

土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。

目標 3-5 . ダイオキシン類・農薬対策

ダイオキシン類について、総排出総量を平成 22 年までに平成 15 年比で約 15%削減し、環境基準の達成率を 100%にする。また、農薬について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。

本施策を構成する具体的手段

【大気環境の保全】

- ・ 固定発生源からの大気汚染に関する、規制や自主的取組の促進など多様な措置の実施。
- ・ 自動車排出ガスによる大気汚染に関する、規制、助成、税制措置、普及啓発など多様な措置の実施。
- ・ 大気環境に係る科学的知見の充実、その他基礎調査の実施。
- ・ 大気環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。

【大気生活環境の保全】

- ・ 騒音・振動・悪臭に係る規制その他の対策、ヒートアイランド現象や光害の対策の実施。

【水環境の保全】

- ・ 科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定とその達成・維持に向けた適切な施策の実施。
- ・ 新環境基本計画戦略的プログラムに沿って、流域全体を視野に置いた、地下水涵養機能や水環境の保全に対する総合的な取組の実施。
- ・ 工場・事業場に対する排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策、地下水汚染対策、基準値を超える底質対策など負荷の発生形態に応じた対策の実施。
- ・ 閉鎖性水域における汚濁負荷の発生状況、汚濁の蓄積状況の把握、効果的な負荷削減等対策の実施。底質、底生生物を含めた水環境の保全・改善。
- ・ 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく規制の実施。
- ・ 湧水の復活・保全のためのガイドライン作成等、総合的な支援策の実施。
- ・ 水環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。

【土壌環境の保全】

- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策の推進。
- ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染の状況の把握、及び汚染の除去等の措置の実施（市街地土壌汚染対策の実施）。
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壌の処理等の対策の実施。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法及び農薬取締法に基づく規制の実施。